

令和7年度第1回岩手県男女共同参画審議会 議事録

1 日時

令和7年7月18日（金） 10:00～11:55

2 場所

エスポワールいわて 3階 特別ホール

3 出席者

(1) 岩手県男女共同参画審議会委員（15名）

井嶋 俊幸 委員
大澤 滋 委員
海妻 径子 委員
木下 淳 委員
佐藤 尚 委員
佐藤 光瑠 委員
佐藤 洋子 委員
小豆嶋 祥子 委員
中澤 美香 委員
長谷川 大 委員
福島 裕子 委員
松岡 憲史 委員
三宅 凜月 委員
八重樫 千晶 委員
山本 智明 委員

(2) オブザーバー

岩手県男女共同参画センター センター長 山屋 理恵

(3) 事務局

環境生活部 部長 中里 裕美
環境生活部若者女性協働推進室長 阿部 美登利
環境生活部若者女性協働推進室 特命参事兼青少年・男女共同参画課長 木村 幸地
環境生活部若者女性協働推進室 主査 佐藤 友善
環境生活部若者女性協働推進室 主査 佐藤 幸
環境生活部若者女性協働推進室 主査 上北田 徹也
環境生活部若者女性協働推進室 主事 戸間替 由乃
環境生活部若者女性協働推進室 主事 向畑 雄吏
総務部人事課 特命参事兼職員育成課長 藤原 ひろみ
復興防災部防災課 防災危機管理担当課長 阿部 芳肇
復興防災部消防安全課 主任主査 菊地 賢
保健福祉部保健福祉企画室 企画課長 荒井 祐輔
商工労働観光部定住推進・雇用労働室 労働課長 菅原 俊樹
教育委員会事務局学校教育室 学校企画調整担当課長 高橋 裕美
教育委員会事務局教職員課 主任主査 小野寺 将昭
教育委員会事務局生涯学習文化財課 生涯学習担当課長 平野 朋子

4 傍聴者

0人

5 会議概要

○阿部若者女性協働推進室長 それでは、ただ今から、令和7年度第1回岩手県男女共同参画審議会を開催します。

私は、本日の進行を担当します、若者女性協働推進室長の阿部と申します。よろしくお願いいたします。

本日御出席いただいている委員の皆様は、委員総数18名のうち総勢15名であり、過半数に達していますので、岩手県男女共同参画推進条例第28条第2項の規定により、会議が成立することを報告申し上げます。

また、本日の審議の内容は、「岩手県男女共同参画審議会運営規程」により、議事録を公開することとされておりますことを申し添えます。

はじめに、中里環境生活部長より御挨拶を申し上げます。

○中里環境生活部長 おはようございます。環境生活部長を務めています中里と申します。本日は、お忙しい中、また、暑い中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様には、本県の男女共同参画の推進をはじめ、日頃から多方面で県政に御協力いただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。

現在、本県においても人口減少が大きな課題となっています。そのような中、地域社会が持続的に発展していくためには、誰もが自ら希望する生き方や働き方が実現する社会をつくっていくことが重要と認識しています。

この審議会は、いわて男女共同参画プランの推進に関して様々御意見を頂戴しながら進めているところですが、本年2月に開催した当審議会におきまして、次期「いわて男女共同参画プラン」の基本的方向について諮問をさせていただいたところです。次期プランの策定に向けて、今年度は、今回を含め3回程度審議会を開催する予定としています。

本日お示しするのは、次期「いわて男女共同参画プラン」の骨子案です。現プランの成果と課題や新たな国の基本計画の考え方、前回皆様から頂戴いたしました御意見等を反映しながら取りまとめております。

今後については、本日の本審議会で骨子案を御協議いただいた後、次回9月に開催予定の第2回審議会で素案を御協議いただいた上で、基本的な考え方について答申をいただきたいと考えています。

本日の審議会では、まずは骨子案の内容について幅広く御協議をいただき、忌憚のない御意見を賜りたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○阿部若者女性協働推進室長 本日の出席者につきましては、お配りしております名簿のとおりとなっております。前年度に引き続きの会議となりますので、今回から御就任いただいた委員及び前回御欠席だった委員のみ、御紹介させていただきます。

岩手労働局雇用環境・均等室長の井嶋俊幸委員です。岩手大学副学長（ダイバーシティ・環境マネジメント担当）の海峯子委員です。社会福祉法人あすなろ会の山本智明委員です。

次に、県側出席者及び事務局職員を紹介いたします。先ほど御挨拶申し上げました中里環境生活部長です。環境生活部若者女性協働推進室特命参事兼青少年・男女共同参画課長の木村課長です。若者女性協働推進室の事務局の職員、そして関係課の課長等にも出席していただいています。

それでは、ただ今から議事に入らせていただきます。議事につきましては、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行につきましては、福島会長にお願いしたいと思います。

○福島裕子会長 福島です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。先ほど中里部長からお話がありましたように、「いわて男女共同参画プラン」を見直すという大変大きなミッションを当審議会が抱えていまして、その骨子（案）に向けての議論となります。時間も限られている中ですが、今回出席いただいている審議会の各委員の皆様から、御意見をたくさんいただいて、考える材料にしていく、そういった審議会としたいと思います。ですので、進め方としましては、できるだけ委員の皆様からの御意見を伺い、県からは必要最低限のところで回答いただく、さらに具体的な計画を立てる際に皆様の御意見を掬い上げて生かしていくこととなりますので、そのように進めていけたらと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会議の次第によりまして議事を進めてまいります。議事第1「いわて男女共同参画プラン（2026～2030）骨子（案）」について、事務局から御説明をお願いします。

○上北田若者女性協働推進室主査 事務局職員の若者女性協働推進室の上北田です。本日説明を担当しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次期「いわて男女共同参画プラン」については、今年2月7日の審議会において、その基本的方向について諮問を行い、計画策定の方向性等について様々御意見をいただいたところです。

本日は、次期「いわて男女共同参画プラン」の骨子（案）の御説明の前に、まず、令和3年度から令和7年度まで、2021年度から2025年度までの5年間を計画期間としていた現行の「いわて男女共同参画プラン」の取組状況、成果と課題について御確認いただいた後、若者女性協働推進室が昨年度実施した2件の調査結果の概要と2月の審議会で委員の皆様から御発言いただいたことの要旨、各市町村や男女共同参画に関係する団体等の皆様に依頼したアンケートの結果について、掻い摘んで説明します。

1ページの資料1―1を御覧ください。現「いわて男女共同参画プラン」、今年度までの5年間を計画期間としているものですが、その取組状況、成果と課題について、項目ごとに概要をまとめています。

1つ目の大項目「Ⅰあらゆる分野における女性の参画拡大」の「1政策・方針決定過程への女性の参画拡大」については、資料の真ん中辺りに主な取組・成果という欄を設けていますが、県の審議会等委員の女性委員の登用や女性職員・経営者層に向けた研修・講演等を実施し、行政分野をはじめ様々な分野における女性の参画は着実に進んでいます。表の右側、課題として、審議会等委員に占める女性の割合の伸びが目標値を下回っており、更なる登用の取組が必要と考えています。

資料の下側、「2地域社会における男女共同参画の推進」については、アイーナのいわて県民活動交流センター内に設置している「岩手県男女共同参画センター」の講座や地域でのフォーラムを開催して学習・交流機会を提供し、男女共同参画サポーターの人材育成が進みましたが、昨年度実施した意識調査では「地域社会の中で男女が平等と感じている人の割合」は、上がるどころか減少しており、幅広い世代へ継続して意識啓発を図ることが必要と考えています。

続いて2ページ、2つ目の大項目「Ⅱ東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進」の「1東日本大震災津波からの復興における男女共同参画の推進」については、復興

委員会において4割以上の女性委員を任命し意見・提言を頂くなどし、男女共同参画視点からの復興・防災に関する研修を多く受講していただき、沿岸市町村の政策・方針決定過程への女性の参画が拡大しました。引き続き復興の取組に女性等の様々な主体が参画するよう取り組んでいきます。

「2 防災における男女共同参画の推進」については、防災分野への女性参画について情報提供・働きかけを行い、消防団等防災の現場における女性の参画拡大が進みましたが、「3人以上の女性委員が参画する市町村防災会議の割合」が減少しており、防災に関する政策・方針決定過程の女性の参画につながる取組が引き続き必要と考えています。

続いて3ページ、3つ目の大項目「Ⅲ女性の活躍支援」の「1女性の職業生活における活躍の推進」については、女性の就業支援や児童生徒へのキャリア教育、女性活躍に取り組む企業に対する支援等に取り組み、女性の就業率は向上し、県内のM字カーブも解消、企業の取り組みが進みましたが、女性活躍等に取り組む企業の認定数の伸びが目標を下回っており、女性の職業生活における活躍が進むよう更なる取組が必要と考えています。

「2仕事と生活を両立できる環境づくり」については、いわて働き方改革推進運動の展開による普及啓発によりワーク・ライフ・バランスを推進し、両立支援に取り組む企業等の動きが広がり、男性の育児休業取得率が増加しましたが、一方、待機児童ゼロに向けて引き続きニーズに応じた受け皿整備の取組が必要な状況です。

「3男女均等な雇用機会・待遇の確保など雇用環境の整備」については、経営者等を対象としたセミナー開催等を行いダイバーシティ経営の必要性について意識啓発を実施し、男女間の賃金格差は小さい傾向を維持していますが、「職場における男女の平等感」は目標値に達しておらず、女性の全国との賃金格差も拡大しており、女性が働きやすい環境づくりの取組が必要と考えています。

「4農林水産業・商工自営業における男女共同参画の推進」については、女性の経営参画や女性組織等の強化を支援するなどし、女性農業者の経営参画割合は向上しました。引き続き男女の対等なパートナーシップに基づく労働環境づくりに取り組んでいく必要があると考えています。

続いて4ページ、4つ目の大項目「Ⅳ多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援」の「1女性に対するあらゆる暴力の根絶」については、毎年11月「女性に対する暴力をなくす運動」を実施するなど、広報・啓発を行い、また、相談窓口の認知度やリスクの理解が進んでいる一方、身近な支援機関に係る認知度が低調なままとなっていて、研修参加者数も目標値を下回っており、周知や人材育成の取組がさらに必要となっています。

「2困難を抱えた女性への支援」については、ひとり親家庭への支援や相談窓口の設置等の支援を行い、支援スタッフの資質向上の取組を確実に進めましたが、生活困窮者自立支援制度のプラン作成件数の伸びが目標値を下回っており、支援が必要な女性が確実に支援を受けられる体制の整備が必要と考えています。

「3生涯にわたる女性の健康支援」については、思春期を対象とした健康教育や母子保健事業の支援等を行い、女性が人生の各ステージで健康の保持増進が図られるよう取組が進んでいますが、子宮頸がん検診等の受診率の伸びが目標値を下回っており、女性特有の病気予防対策推進のため、受診しやすい環境整備等が引き続き必要と考えています。

続いて5ページ、このパート最後の5つ目の大項目「Ⅴ男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」の「1男女共同参画を推進する教育・学習の充実」については、毎年6月の「男女共同

参画推進月間」に「いわて男女共同参画フェスティバル・オンラインセミナー」を開催したほか、教員への働きかけ、社会教育を推進し、人材育成や男女平等の意識づけが行われましたが、家庭や地域における教育を推進するため、教育・学習機会を充実させていく必要があると考えています。

「2 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し」については、男女共同参画センターにおける出前講座や、アンコンシャス・バイアス解消につながるセミナーの開催、多様な性の理解増進の取組を実施しましたが、昨年度実施した意識調査において、「社会慣習の中で男女が平等と感じている人の割合」の伸びは目標値を下回っており、また、性的マイノリティへの偏見・差別の解消に向けた取組を確実に進める必要があると考えています。

「3 男性の家庭生活への参画と社会全体で子育て・介護等を支援する環境づくり」については、若者のライフプラン構築支援や男性が家事育児に取り組む意識醸成のための公民連携キャンペーンを展開し、社会全体で子育てを支援する機運醸成も図られてきていますが、男性の家事時間割合は増加傾向でも女性と比べて割合が小さい状況であり、更なる取組が必要です。

6 から 11 頁の資料 1 - 2、1 - 3 は、現行の「いわて男女共同参画プラン」の目指す姿を数値で表すものとして定めた、指標についての達成状況や実績を、計画期間の初年度から並べたものです。新型コロナウイルス感染症の影響により従来の指標では取組の評価が困難となった際と、本県の総合計画である「いわて県民計画」の新たなアクションプランを策定した令和 5 年度に両方の計画の整合性を図るため目標値の見直しを行っています。

6 から 9 ページの資料 1 - 2 は、県が目標値を定め施策として取り組む「主要指標」に関する達成度評価の一覧表です。達成度ごとに A から D の 4 段階で評価して色分けしています。令和 3 年度以降、男女共同参画の推進に向けた取組により、目標値の達成や状況の改善につながってきたものが多々ありますが、方針決定過程への女性の参画や、男女の平等感に関する項目の目標達成が難しい状況となっており、ジェンダーギャップの解消に向け、更なる取組の推進が必要であると考えています。

10 から 11 ページの資料 1 - 3 は、地域社会における進捗状況を表すものとして把握している「参考指標」に関する実績の一覧表です。こちらは目標値の設定はない指標ですが、実績値の推移についてまとめていますので、参考として御確認いただければと思います。

指標のうち代表的なものを資料 1 - 1 で 5 つの柱ごとの達成度を評価する項目として使用しています。時間も限られていますので、指標の個別事項の説明は割愛します。

12 ページの資料 2 - 1 をお開き願います。ここから A 4 版の資料です。令和 6 年度に若者女性協働推進室が実施しました調査 2 件の結果概要を簡単に御説明します。

まず「男女が共に支える社会に関する意識調査」についてです。この調査は、岩手県民の男女平等や性的役割分担に関する意識と生活実態等を把握することにより今後の男女共同参画行政を推進するための基礎資料とすることを目的として実施したものです。調査対象は無作為に抽出した岩手県内に居住する満 18 歳以上の男女 2,000 人、調査時期は令和 6 年 10 月 25 日から 11 月 8 日まで、郵送による調査で、男性 303 人、女性 347 人、性別無回答 6 人の計 656 人から回答をいただき回収率は 32.8%でした。

2 の「主な調査結果の概要」ですが、(1)男女の地位の平等感については、職場、政治、社会通念・慣習・しきたり、地域社会など多くの場面で「男性が優遇されている」という人の割合が依然として高く、男女別にみると「男性が優遇されている」と感じる割合が減少している一方

で、女性の割合はほぼ横ばいとなっており、前回調査と比べて男女間で意識の差が広がっていることが見てとれます。

続いて 13 ページの(3)「男は仕事、女は家庭」という考え方、固定的性別役割分担意識などと言われる考え方については、同感しない考え方をする人は男女ともに増加傾向にあり、(4)のとおりに、女性が職業をもつことについて「一生もちつづける方が良い」と考える傾向が強まっています。

次に、P14 ページの資料 2-2 をお開き願います。「女性活躍推進に関するアンケート調査結果」についてです。

先程の調査は県民一人ひとりを対象とした調査でしたが、こちらは企業等を対象とした調査となっていて、岩手県における女性の活躍推進に係る事業所等の現状とニーズを把握し、女性の活躍推進を効果的に進めるための基礎資料とすることを目的として実施したもので、調査対象は県内に所在する従業員規模 10 人以上の民営事業所から抽出した 1,000 事業所、調査時期は令和 6 年 11 月 26 日から 12 月 6 日まで、396 事業所から回答をいただき、回収率は 39.6%でした。

2 の「主な調査結果の概要」ですが、(1)県内の事業所における女性の割合について、常用労働者のうち女性の割合は 49.1%と、前回令和 3 年度調査の 44.9%から 4.2 ポイント上昇しました。また、課長級以上の職に占める女性の割合は 15.1%と、微増ではありますが、前回調査の 14.3%から 0.8 ポイント上昇しています。

続いて 15 ページの(2)「女性の活躍推進に向けて行っている取組」については、取組を行っている事業所は 88.9%と、前回の 84.9%から 4.0 ポイント増加しています。勤務時間の柔軟化や時間外勤務の削減に多くの企業が取り組まれているようです。

次の(3)「女性の活躍を推進することのメリット」については、「男女ともに働きやすい職場になる」という認識である事業所が最も多くなっています。

(4)「女性活躍を推進する上での課題」については、回答割合が一番高かったのは「家事・育児・介護等の家庭の負担が重い」こと、次いで「本人が昇進を望まない」という認識、次いで「育児休業等を利用する従業員をカバーする人的余裕がない」が 34.3%となっています。

ここまで概要を説明した調査 2 件については、参考資料として公表している概要版をお配りしております。調査結果の報告書の全体版も県公式ホームページで公表しており、お時間がございましたら後ほど御覧いただければと思います。

16 ページの資料 3 を御覧いただきたいと思います。令和 7 年 2 月 7 日に開催しました令和 6 年度第 1 回男女共同参画審議会で、次期「いわて男女共同参画プラン」策定や今後の施策を検討する上で必要な視点として委員の皆様から御発言いただいたものを抜粋しています。

女性割合の目標に関連して、特定の女性への負担の集中に留意するよう御意見をいただきました。役職に限らない幅広い人選や人材育成により裾野を広げる観点を持ってプランや施策を検討してまいります。

防災におけるジェンダーギャップ解消についても、地域の実情を踏まえつつ、目指す姿とそれに向けた施策・指標を検討して、男女やセクシュアリティの違いによらず全ての人にとってよりよい対応につながるような観点を持ってプランや施策を検討していきます。

中段、職業生活に関連して、県内に多い中小企業に対する支援や啓発が大切との御意見をいただいています。

固定的性別役割分担意識に関連しては、女性だけではなく男性や性的マイノリティの方々の視

点も持つ必要があること、啓蒙の事業は効果把握が難しいが検証・報告をしっかりとしてほしいとの御意見をいただいています。

最後に、多様な性・性的マイノリティに関連しては、同性カップル等と法律婚ができる人たちのギャップを埋めていく取組や、多様な困難を抱える女性と同じようにマイノリティの方々の人権を守ることにつながる具体的な取組の必要についての御意見をいただきました。性別やジェンダー、性的指向や性自認にかかわらず、全ての人の生きにくさが解消され安全・安心に暮らせる社会づくりを目指してプランに盛り込む施策を検討してまいります。

また、岩手県としてのパートナーシップ制度の導入に関して御意見をいただきましたが、理解増進の取組をすすめながら、性的マイノリティの方々の社会保障の向上につながるパートナーシップ関係の認証制度の普及の必要を認識しており、それらの取組について次期プランにおいても施策の方向性として盛り込んでまいります。

次に 17 ページの資料 4 「いわて男女共同参画プラン（2026～2030）」の策定に係るアンケート結果を御覧ください。

このアンケートは、次期プランの策定に向けた現状と課題の把握のために、今年の 4 月から 5 月にかけて、各市町村と男女共同参画の関係団体に依頼して回答していただいたものです。設問は全部で 6 つあり、御回答いただいた内容について次ページ以降にまとめましたので、掻い摘んで説明させていただきます。

次の 18 ページは、問 1 の「概ね 5 年前と比較して、本県において男女共同参画や女性活躍が進んだと思われる事項」と、問 2 「本県の男女共同参画の推進や女性活躍において課題と思われる事項」を柱ごとに左右に並べたものです。

まず、「Ⅰあらゆる分野における女性の参画拡大」の左側「進んだと思われる事項」については、各分野の方針決定過程や管理職クラスの女性の増加や女性ゼロ組織が問題であるとの認識の広がり、女性の地域おこし協力隊の精力的な活動などが挙げられています。

右側「課題だと思われる事項」については、女性割合の数字だけが先行することへの懸念や男性リーダー層の無理解、抜擢登用された女性に対するバッシングを許さない機運が醸成されていない等の御意見をいただいています。

続いて、「Ⅲ女性の活躍支援」の「進んだと思われる事項」については、女性活躍や働き方改革に取り組む企業の増加や働き続ける女性の増加などが挙げられています。

「課題だと思われる事項」については、実際には育児や介護等を理由にキャリアアップ等をあきらめる人も多いこと、女性に選ばれる就労先の不足、子の保育等の問題、男性の育児休業取得について職場の理解が得られにくいことやカバー職員のケア等の職場での問題、おめくりいただき 19 ページ、特に女性の全国との賃金格差、特定の女性への負担集中等の御意見がありました。

続いて、「Ⅴ男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」の「進んだと思われる事項」については、岩手大学理工学部的女子枠導入やジェンダーや性の多様性についての関心の高まり、パートナーシップ制度導入自治体の増加、子育て世帯の男性の家事育児参加が進んだことなどが挙げられています。

「課題だと思われる事項」については、男女共同参画センターの認知度が低いこと、男女共同参画への関心が薄い層の意識改革、家庭内家事労働の女性負担が未だに大きい等の御意見がありました。

次に、問 3 「男女共同参画や女性活躍の推進に向けて、県の施策に期待すること」について

は、女性管理職向けの研修や地域のリーダー層の意識改革、仕事と家庭の両立支援や県内全体へのジェンダーギャップ解消に向けた周知の強化、アンコンシャス・バイアスの気付きを促す施策、男女共同参画サポーターに関する取組の改善、男女共同参画センター事業の整理・強化、県が間接支援へ注力すること、サテライトを開設すること等について御意見をいただいています。

次に、問4「地域において様々な活動が男女共同参画視点で行われるために、改善すべきと思われること」については、自治体活動など女性の参画が進まない複合的な課題が残っていること、例えば在宅でも参加できるような誰もが参加しやすい環境づくりの工夫、地域社会の女性リーダーの資質養成、男女共同参画視点からの防災・復興ガイドラインの普及等について御意見がありました。

次に、問5「多様な性の尊重と性的マイノリティへの偏見や差別の解消において、課題だと思われることや県の施策に期待すること」については、家庭や教育機関における理解を深める取組や関心がない人に対する働きかけ、パートナーシップ制度に関連したサービス拡充や県レベルの条例制定、リソースが乏しい小規模自治体への支援・助言等について御意見をいただいています。

問6、その他の意見として、女性が強調されすぎることに対する弊害や、ひとり親の生活面の困難、これまでの県の男女共同参画に関する施策の反省・対応を求める声や、次期プランの策定にあたっては前例踏襲でない必要なアップデートを行い、知事等の明確なリーダーシップの提示を求める御意見がありました。

アンケートでいただいたこれらの御意見を踏まえ、次期プラン策定において盛り込む内容を検討してまいります。

以上で、資料1から資料4までの説明を終わります。

○福島裕子会長 ありがとうございます。ただいまの説明についての御質問、御意見を頂戴したいと思います。この後、骨子についての議論もありますので、15分程度質疑応答の時間をとらせていただきます。

○三宅凜月委員 御説明いただきありがとうございました。質問というよりは、一つ目は取り組んでいただきたいことですが、資料1-1に取組と成果をまとめていただいている、資料1-2の数値データの一番右側に評価という欄があるかと思いますが、そこを比べると、取組・成果を裏返したものがそのまま課題になってしまっているところがあるように見受けられて、課題の原因がよくわからないまま、次のプランに進んでしまうのではないかと思ったので、このような結果に至ったところの原因分析をしていただくと、次のプランで具体的に何をしたらいいのかが明確になってより良い取り組みができるのではないかと思ったので、そこは再度見直していただきたいというところをまず一つ意見として伝えさせてください。

もう1つが、前回の審議会で見聞させていただいた内容になりますが、16ページの資料3のところ、パートナーシップ制度の導入に関して県単位で運営していただきたいということは、2022年くらいから私たち団体として県の方にもお願いして、まだ残念ながら実現していないという状況です。

全国的な状況では、Marriage For All Japanさんの調査ですが、全域で制度のある都道府県、都道府県単位でパートナーシップ制度を導入しているところは、現状で47分の33あるらしいです。東北でいうと、全域で制度がないのが岩手県と宮城県のみという状況になっているそう

です。人口のカバー率、パートナーシップ制度を利用できる人口というのが、日本の全体の人口に対して 92%後半。多分制度が導入されているけどもここにまだ含まれていないところもあるので、もう少し数字としては高いのではないかと思います、そういう状況になっています。

ですので、早く岩手県としてもパートナーシップ制度導入というところ、県としての制度の導入、そこから各基礎自治体に対しての働きかけの取組というところに、取り組んでいただきたいと改めてお伝えさせていただきます。

というのも、16 ページの固定的性別役割分担意識のところでも、積極的改善措置っていうような文言を記載していただいているので、自治体によっては人が少ないとかそういったところで、なかなかそこまでできないというところもあるかもしれないので、構造的というか社会的に生まれてしまっている「制度が利用できる、できない」という状況を積極的に改善するためにも、県としてまず制度を導入してそこから基礎自治体に働きかけをしていただきたいなと思っています。改めて特に御回答とかはなくても大丈夫なので、そういったところに取り組んでいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○福島裕子会長 はい。ありがとうございました。三宅委員より、資料 1－1 の課題の部分でちゃんと原因を分析し明確にさせていただきたいというところと、パートナーシップ制度の県としての導入を県として検討していただきたいという御意見がございました。御回答は特によろしいということでしたので御意見として承ります、他の委員いかがでしょうか。

○海妻径子委員 12 ページ辺りにいくつか調査があるのですが、こちらについては郵送による回収ですか。

○上北田若者女性協働推進室主査 調査方法については、従前どおり郵送のみとしています。

○海妻径子委員 回答者の年代構成とか、居住地について当然細かい住所は難しいと思いますけれども岩手県は広いので、大まかにどこら辺からの回答が多いみたいな情報はわかるのでしょうか。

○上北田若者女性協働推進室主査 本日報告書の全体については持ち合わせていないのですが、ネット上に詳細の公表資料は載せていまして、まず抽出段階で市町村バランスがとれるようにリストを作って、回収率自体はその地域差はほぼないですけども、地域バランスを重視しながら無作為に抽出しておりますので、年代構成については、岩手県の年代構成に見合った人数に、なので中高年齢層にはやはり多く郵送で依頼をすることになっていまして、それに応じての回答となりますので、結果高い年代からの回答が多いです。

10 代 20 代からの回答というのは、回答率も年配の方に比べたら低いけれども、まず数として少ないというところで、上の年代の方の意見が色濃く出てくる調査結果となっています。

○海妻径子委員 抽出のときに本県のバランスを意識した上で抽出していて、回答においてバイアスがかかっていないという認識でよろしいでしょうか。

○上北田若者女性協働推進室主査 はい。そのとおりです。

○海妻径子委員 承知いたしました。なぜこんなことを伺ったかという、私共も色々な調査を見たときに、職業に対する感覚とか国の政策等とのズレを感じまして、先日発表された女性版の骨太の方針などでは、L字カーブといって、単に一生持ち続ける方がいいかどうかではなく、次の段階であって、子育ての時期に仮に離職したとしてもその後に正規職で復帰するようになると言われています。つまり、どういう形でもとにかく就業率を高めればよいということではなく、次の段階ということを国の方で言っているところに、繰り返し行われる調査では仕方ないことだとは思いますが、ある意味もちろん子どもができればやめる方がよいという人が少なくなっているのはいいことだと思いますけれども、全国あるいは都市部などが先を行っているときに、うちの県のこの数字を見たときに、十分かというのが少し気になります。

先程三宅委員の方からお話がありましたように、私も同様の観点から評価結果も気になります。3ページの「えるぼし認定企業・いわて女性活躍認定企業等数」の伸びの鈍さというのは、いわゆる公共調達に関してこういうものを獲得しているとメリットがあるわけですが、それをメリットに感じている企業は取り終えてしまっていて、私が色々な企業様を訪問するときに意外と建設関係なんか取ってらっしゃるなというふうに思ったりもするのですけれども、あんまりメリットを感じないというところにまでウイングを広げることができてないのではないかと、4ページのところの生活困窮者自立支援制度のプラン作成件数については、こちらも支援金があったから伸びなかったのであろうというような分析がなされておりますけれども、本当にそうなのだろうかとか、つまり本当に支援金 came ことで、シングルマザーの方等を中心に、困窮状況はそんなにプランを作らなくても大丈夫というぐらいに解消されているのだろうかとか、ちょっと色々と感じるところがありまして、この課題の部分をもっと深掘りする必要があるかなと感じています。私からは以上です。

○木村特命参事兼青少年・男女共同参画課長 今いただいた御意見についてはそのとおりだと思っています。毎年取り組んだことに対して実績をまとめて公表しており、それをベースに現時点で取りまとめたものを今日お示ししたところでありますが、今回は、当然この5年間に取り組んだことそれをトータルで評価するということが必要になってくると認識しております。原因分析まで至っていない部分はしっかりと行い、何が足りなかったのかを原因究明した上で、次のプランにつなげていくということをしていきたいと思っています。ありがとうございます。

○長谷川大委員 2点質問です。1点目はこの委員という立場と弁護士としてどうしても気になったので質問なのですが、資料4ページの「多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援」この1点目の「暴力の根絶」の成果のところ認知度が向上していると書かれている一方で、課題に相談や保護を行っていることを知っている人の割合の伸びが目標値を下回っているという課題が書かれていまして、これは単純に広報や周知の問題であるか、他の要因もあるのかというところが気になったのが1つ。その下の「困難を抱えた女性の支援」のところ、主な取組・成果のところでは、支援者の資質向上という取組が着実に進んでいるということでこれは素晴らしい成果と思うのですが、他方で、この支援制度のプラン作成件数の伸びが目標値を下回っているという課題が書かれておりまして、これも周知の問題なのか、はたまたそれ以外の要因もあ

るかというあたりの原因分析等なされているところがあったら教えていただければというのが1点目の質問です。

もう1点は、資料4のアンケート結果を拝見しまして、依頼先の方々が、非常に真摯に多角的に様々回答いただいている、非常に勉強になるなと思いながら見ていました。今回のアンケートについてどうこうということはないのですが、今回この依頼先を各市町村33関係団体39としたわけですが、このようにアンケート依頼先を定めた考え方や基準と、あと今後また同様のアンケートを行うときにさらに依頼先を拡充するお考えがあるかといった辺りを教えていただければと思います。以上です。

○荒井保健福祉企画室企画課長 保健福祉部です。まず1点目の「配偶者暴力相談支援センター及び警察で相談や被害者保護を行っていることを知っている人の割合」は、調査の結果を見ると課題にあるとおり下がっているということで、やはり周知の方法に工夫が必要と考えています。もっと知ってもらうため、効果的に周知・普及啓発するにはどうしたらいいかというところの課題を踏まえて、これまで、例えば11月に「女性に対する暴力をなくす運動」を開催していて、その期間を活用してアイーナをオレンジやパープルにライトアップする取組や、大型商業施設で県警音楽隊などと連携をして普及啓発すること等をしていまして、さらに県の他の部局と部局横断的にやりつつ、関係団体とも連携を図りながら、さらに普及活動に力を入れて取り組んでいきたいと考えています。

そしてもう1つ、生活困窮者自立支援制度のプラン作成ですけれども、令和3年度は新規相談件数が4,000件程あったのですが、令和6年度は3,090件になっているというところで、令和3年度の岩手県の人口10万人当たりのプラン作成件数は6.3件だったのですが、令和6年度は5.6件となっています。全国の数字を見ますと、令和3年度は人口10万人当たり9.7件だったものが、令和6年度は5.6件という状況になっており、全国の方が減少割合は大きくなっています。令和4年度以降、物価エネルギー高騰対策として低所得者世帯に対する給付金等の支援策が講じられたこともあって、新規相談件数は減少傾向となっています。

さらに、プラン作成を必要とする継続相談事案の件数が見込より少なかったということもあります。現在、相談は多くの機関にわたっていますので、内容によって他の機関につなぐ相談も現状増えているというのも要因の1つと思います。ただ、実際は新規相談件数が減り、人口10万人当たりのプラン作成件数も5.6件と減ってはいますけれども、生活保護受給者数は増加しているものですから、潜在的な困窮者や自立に向けた支援を必要としている方は増加しているのだろうと見込んでおり、そういった方々を支援できるように、体制の整備・強化に努めていきたいと思っておりますし、県において研修等も実施し、支援する従事者のスキルの向上や支援者同士のネットワーク構築等に取り組んでいきたいと考えています。回答は以上です。

○上北田若者女性協働推進室主査 資料4のアンケートについての質問に回答します。プランの策定にあたっての広聴の手段としては、パブリック・コメントが年の後半にありますけれども、こういった審議会での御意見をいただくほか、プラスアルファで、まず骨子案を作成する前に、課題や現状について関係団体の皆様にお聞きするという狙いで、プラン策定の際にアンケート依頼をしています。

この団体については、6月に男女共同参画推進月間というのを条例に定めてやっているのです

けども、その際に後援等御協力いただいている関係団体の皆様にこれまで聞いてきたのですが、この5年間でお付き合いができてきた団体等を加えたり見直したりしながらやってきているというところで、明確な基準はありませんが。これまでお願いしてきた実績のある団体プラス御意見をお聞きしたい団体に今回協力をさせていただいたというところですよ。

なお、回答が全ての団体・市町村からあったということでもありませんし、御意見については匿名化して、まとめているというところですよ。以上です。

○小豆嶋祥子委員 私からは子育ての視点からですけど、A3の資料1―3の10ページのところで、県職員男性の育児休業取得率が97.4%とすごいなと思う一方、取るだけ育休とかを疑ってしまうのですが、他の企業は43%だったりしますし、他の企業にも参考になると思うので、県職員の育児休業について、いつ取ったのか、何日間取ったのか、お子さんが何歳のときに取ったのかとか、あと育児休業をとった方へのアンケート等をされているのか、そういうデータがあると他の企業にもいい影響があるのではないかなと思いました。

あとこれはエピソードですけど、私この前土曜日に小児科に行ったら、私の他に7人待っている方がいらっちゃって、7人全員お父さんが連れてきていて、その方面の方々が引っ張ってくれているお陰だなと思いました。あと私どもの施設でもお父さんがお子さんを連れてくるのが3.5%から4.3%と微々たる感じですけど増えてきています。

○藤原特命参事兼職員育成課長 御質問ありがとうございます。人事課の私藤原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

県の育児休業や女性活躍の取組については、県のホームページで随時公表しておりまして、民間事業者の方々や市町村が参考にできるようなオープンな形でやっています。

ただ、男性職員の育児休業取得率97%というのは公表していますが、期間については具体的には出していません。実際に取得した期間を見ますと、年々増えてきています。昨年度だと3ヶ月以上の取得が6割近くになっています。長い人は1年以上取得しています。

取得した日数はわかりますが、子どもが何歳のときに取ったかまでは追っていないのが現状です。取得する時期がいつがいいのかについては、お母さんと一緒に、子どもさんが生まれてすぐいわゆる「産後パパ育休」という形で取った方がいいのか、あるいは、お母さんが最初に育休を取ってお母さんが職場復帰した後にお父さんが取るという家庭もありますので、そこはその家庭での自由な部分、家庭での話し合いの部分があるので、そこまでは県としては追っていませんけれども、いずれにしても、男性が育児休業を取って、育児をお母さんと一緒にやるのが大事だということで、子どもが生まれた職員には家事育児シェアシートを配布して、家庭での役割や自分たちがどういった形で子育てに関わっていくのかというのを話し合いながら育休を取るよう勧めています。若い職員には子どもが生まれたときやセミナーという形で育休を取るよう勧めていますし、管理職に対しては職場の環境を整えるような内容のセミナーを実施して進めています。以上です。

○福島裕子会長 ありがとうございます。お時間の関係で、一旦ここで質疑応答を打ち切らせていただきまして、次の事務局からの説明をお願いします。

○木村特命参事兼青少年・男女共同参画課長 それでは、続きまして事務局から御説明いたします。若者女性協働推進室の木村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。続きましての資料は 23 ページです。資料 5－1 を御覧いただきたいと思います。「いわて男女共同参画プラン（2026～2030）骨子（案）」となります。

今回、新しい「いわて男女共同参画プラン」を策定するにあたっては、現行プラン期間中の取組の成果と課題を十分に踏まえた上で、今後県として推進すべき施策や、県民、NPO等の関係団体、市町村等の皆さんにお願いしたいことを盛り込んでいきたいと考えています。

資料の左上、現プラン（2021～2025）の成果と課題について 5 つの柱に合わせてまとめています。黒丸が成果、緑色の丸が課題についての記載です。こちらについては資料 1－1 で説明させていただいた内容と重複しているため説明を割愛させていただきます。

続いて、資料の左下、「国の整理」として、「第 6 次男女共同参画基本計画の策定に向けたコンセプト（議論のためのたたき台）」という国の資料から一部内容を抜粋して記載しています。

いわて男女共同参画プランは、男女共同参画社会基本法に基づく「都道府県男女共同参画計画」に該当し、国が定める基本計画を参考に、それと整合のとれた計画である必要があります。このコンセプト資料については、令和 7 年 2 月 17 日の内閣府男女共同参画局の第 6 次基本計画策定専門調査会において示されたもので、新しい国の計画の骨子たたき台になるものと考えられます。元の資料は、参考資料 2 として本日配付しております。

国の第 6 次男女共同参画基本計画の策定に向けて留意すべき社会情勢や現状としては、5 年間で大きく変化があったものもなかったものも合わせて、5 つに大きく整理されています。1 つ目に「社会構造の動向・変化」具体的には「①人口減少、世帯構成の変化等」「②就業・生活の在り方」「③ビジネス・地域経営の動向・変化」が挙げられています。

さらに、2 つ目に「意識・価値観の動向・変化」、3 つ目「技術の急速な進展・進化」、4 つ目「安全・安心に影響を与える様々な要因」、5 つ目「国際的な潮流」としてまとめられています。

国の基本計画の策定における基本的な視点については、まず全体を通した考え方として、「全ての人が性別にかかわらず自らの個性と能力を十分に発揮し、生きがいを感じられる社会を実現するとともに、我が国の経済社会にイノベーションをもたらす持続的な発展の確保にも資するよう、次世代に向けたメッセージも念頭に置きながら取り組む。」とされており、取り組むべき事項としては、国際的水準を意識しつつ、ポジティブ・アクションも含めた人材登用・育成の強化、全ての人にとって働きやすい環境づくりと女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の推進、女性にも選ばれる地方づくりを後押しするための各地域における男女共同参画の推進、あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の視点確保などが挙げられています。

全ての人にとって良い社会の実現を目指して、新たに、次世代や地域を意識した計画策定が進むものと考えられます。この辺りの動きを注視しながら本県のプラン策定を進めていきたいと考えています。

続いて、資料の右側、新プランの全体構成の説明に移ります。

まず、新プランの基本目標については、本日はたたき台として示させていただきますが、「一人ひとりが認め合い、支え合い、自分らしく生きられる いわて」と考えております。

この考え方としては、一人ひとりの人生選択の中で「選ばれる岩手」であることを目指して、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場面において、性別にかかわらず一人ひとりが尊重され、共につながり支え合い、自分らしく生き生きと暮らしていくことができる「ジェ

ンダー平等がスタンダードである岩手」の実現を目指す、ということにしています。

目標とする岩手の将来像のビジョンを県民と共有し、計画・施策を推進していけるよう、岩手県男女共同参画推進条例の理念等も踏まえながら、わかりやすく親しみやすいフレーズでまとめていきたいと考えているところです。

新プランの施策体系（案）については、4つの大きな柱にまとめて考えています。

1つ目の柱「男女が共に活躍できる社会づくり」は、あらゆる分野における活動等を男女共同参画の視点に立つて行うことにより、性別にかかわらず、誰もが活躍でき暮らしやすい魅力ある地域社会の形成を目指して、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」、「固定的性別役割分担意識、アンコンシャス・バイアス（これは無意識な思い込みのことですが）の解消」、そして「女性や若者をはじめとした多様な主体の参画による地域社会づくり」に取り組んでいくこととします。

2つ目の柱「働く女性の活躍の推進」は、性別にかかわらず誰もが経済的な自立や自己実現を図ることができるよう、女性の活躍推進及び職業生活と家庭生活を両立できる環境づくりのため、「女性の職業生活における活躍の推進」、「仕事と生活を両立できる環境づくり」、「農林水産業・商工自営業における男女共同参画」に取り組んでいくこととします。

なお、2つ目の柱については、令和17年度末まで有効期限が10年間延長された女性活躍推進法に関連の強い分野の施策・取組をまとめていくことを考えています。

3つ目の柱「誰もが安全・安心に暮らせる地域づくり」は、性別にかかわらず全ての人の人権が尊重され、安全・安心・健康に暮らせる地域社会の形成を目指して、「あらゆる性的・ジェンダーに基づく暴力の根絶」、「困難を抱えた女性等への支援」、「生涯にわたる女性の健康支援」、「防災・復興における男女共同参画の推進」に取り組んでいくこととします。

4つ目の柱「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」は、県民一人ひとりが男女共同参画、ジェンダー平等の必要性を理解し行動できるよう、「男女共同参画を推進する教育・学習の充実」、「男女が平等に参画し、安心して子育て・介護等ができる環境づくり」、「多様な性のあり方の尊重と性的マイノリティに対する支援」、「広報・啓発活動による理解の促進」について、1つ目から3つ目の柱の実現のための基盤づくりに取り組んでいくこととします。

24 ページには、資料5－2として、現プランと新プランの全体構成の比較表を添付しております。

大きな変更点としては、本県の地域社会におけるジェンダーギャップが大きい課題であることから、新プランの1本目の柱について、構成する施策のまとまりの名称を変更するなど組み替えを行い、地域社会におけるジェンダー平等を実現するための重要な施策の柱としてまとめます。

また、現プランにおいては、2本目の柱として「東日本大震災からの復興と防災における男女共同参画の推進」がありましたが、新プランの3本目の柱「誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり」に統合したいと考えています。防災・復興に関する政策・方針決定過程に性別にかかわらずバランスよく参画し、防災対策や復興の取組を実施することができるよう、引き続き男女共同参画が重要な分野であるとの認識のもと、取組をこちらにまとめて推進してまいります。

以上で骨子（案）の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○福島裕子会長 ありがとうございました。いわて男女共同参画プランの2026年から2030年までの骨子（案）が示されました。ここから、審議に入らせていただきます。先ほど御報告のありました2021年度から2025年度までの成果と課題があつてのこの骨子となりますので、資料を遡って

の議論にもなると思いますが、どうぞ活発な御意見をいただけたらと思います。御発言よろしくお願ひいたします。

○海妻径子委員 こちらの国の整理の留意すべき社会情勢・現状にある「1③ビジネス・地域経営の動向・変化」、それから「3技術の急速な進展・進化」が特出しされているのが、今年度の女性版骨太の方針に合わせて女性デジタル人材育成プランが発表されていましたが、これは別に今年度だけのことでなく、今後2030年までの大きな流れになっていくと思っています。

骨太の方針でも、地域・地方というのもキーワードになっていまして、やはりそれを見ると人口減に悩む地方こそ、ここにも人的資本経営と書いてありますけれども、女性を貴重な人材として活用していかなければいけません。

力仕事のものはどうするのかとなったときに、デジタル・DXとかスマート林業の例も挙げられていましたが、やはりデジタルを活用できるところは活用しながら、従来ではなかなか女性が進出できなかったようなところにまで女性人材を登用していくという話になっていくかと思っています。

そういうことを考えたときに、むしろ岩手のプランにこそ、項目として特出しされているべきじゃないのかなと。起業についても骨太の方針ではキーワードになっているかと思いますが、そういう言葉が見られず、AI・デジタルが挙げられていないので、むしろここであえて盛り込むということが必要ではないかと思っています。

もう1つ気になるのが、御提案されている全体構成の施策体系の1の2つ目「固定的性別役割意識、アンコンシャス・バイアスの解消」と、4の最後の「広報・啓発活動による理解の促進」の書き分けですね。当然何を広報・啓発するのかといったら当然固定的性別役割分担意識の解消とかがおそらく中心になるだろうと思うので、重なっているというか、どう書き分けが想定されているのかわからないと思いました。

それから、2の「働く女性の活躍の推進」では、やはり今は両立ギリギリではなくその先を見据えて推進していくという状況だと思いますので、それがうかがわれるような文言をお考えいただけないか、それから、その次にある農林水産業についても、地方にこそDXが求められているような状況の中で、一代前の、女性も何か農村でものを言っているのだというくらいのところを目指しているような、あまり積極的ではない計画のように感じられてしまうのは、折角苦労してプランをお作りになっている方の御苦労も県民に伝えられないのではないかなと思いますので、ぜひ積極的な文言を御検討いただけないかと思います。

○木村特命参事兼青少年・男女共同参画課長 御意見ありがとうございます。まさにデジタルの活用というところについては、県において昨年度から女性デジタル人材の育成プロジェクトとして取り組み、今年度もさらに枠を拡充して、デジタルで女性の多様な働き方、活躍を促進できるということで取り組んでいて、取り組んできているところは施策体系の中に盛り込んでいくことを考えていきたいと思っています。

現時点ではあくまで骨子という形で、現行プランを踏襲しながら新たな視点を盛り込みまとめたところですが、御指摘をいただいた部分についてどのように位置づけるかというところ、うまく見せれるように、しっかりと国の動きなども踏まえながら、検討をしていきたいと思っています。

それから、「固定的性別役割分担意識、アンコンシャス・バイアスの解消」を、新規として、1つ目の柱に掲げたのは、様々これまでの取組の中で、これがまだまだ解消されていないことが様々なところの課題につながっているということで特出ししています。

ここの書き方もすごく悩んだのですが、アンコンシャス・バイアスはそもそも解消できるものではないと、様々なところにバイアスというのはあって、それを全て解消するのは決して良いことではないとも言われることもあり、ここに反映されてない考え方も含めてまだ整理しきれていない部分があります。

アンコンシャス・バイアスにまず気づく、知る、そしてそれに対処するというのが必要だということで、今、県としてはそういったところに取り組んでいるところです。つい先日、県では、アンコンシャス・バイアス研究所の守屋代表理事に女性活躍アドバイザーを委嘱し、ここに重点的に取り組んでいくということにしています。そういった取り組みを踏まえ、それが男女ともに活躍できる社会づくりの重点になると考え掲げているところで、具体的な取組があるからこそ、ここに特出ししたということです。

それと、4つ目の柱の中の「広報・啓発活動による理解の促進」ですが、再掲で出てくる取組もあるかと思います。ただし、そういった具体的な取組の他に、やはり広報・啓発で広く県民に呼びかけ、理解を促進するというのも必要だと思いますので、先ほど保健福祉部の取組の方で広報・啓発が足りないという話もありましたけども、そういったものも含めて、全県民に対しての広報啓発というのは、分野別にまたは全体的にやっていく必要があると思っています。

当然のことながら重なる部分もあるかと思いますが、しっかり整理して、体系を作っていきたいと考えています。以上です。

○小豆嶋祥子委員 私からは男女共同参画と少子化の関係についてですけれども、国の方でも相反することがあってか話題になっていると思いますけれども、少子化対策と男女共同参画を両立していくイメージがこれであまり伝わってこないと感じました。

23 ページの4つ目の柱には「子育て」という文言が入っているのですが、2つ目の柱の「働く女性の活躍の推進」のところにも、2人目3人目を産んでもキャリアが失われないようなイメージだとか、育休中の給与等も保障されるようなこととか、あと職場の環境ですね、人手不足が心配にならず、2人目、3人目を安心して産めるような環境が必要なので、「子育て」や「育児」といった文言があってもいいのかなと感じました。

○福島裕子会長 ありがとうございます。非常に重要な視点だと思います。

○木村特命参事兼青少年・男女共同参画課長 はい。御意見ありがとうございます。男女共同参画プランは様々な取組が入ったすごく幅広い計画です。

先ほどはD Xの話もありましたし、今子育ての話もありましたし、L G B Tの話もございます。様々なことをこのプランの中にどのようなバランスで盛り込んでいくかも非常に大事だと思っています。

このプランに具体的な取組全てを盛り込むことは難しく、本県における男女共同参画の基本的な目標を掲げて、それに向かって、その実現のためにどういう施策が必要かというところがメインになってきます。その中に、今おっしゃられた少子化対策は重要な要素になってきますが、そ

れがちょっと今見えづらいというのはそのとおりだと思います。

ただし、御理解いただきたいのは、少子化対策として様々な取組を県としてもやっていますが、その取組までも、このプランがベースになっていますよというようなことにはなりません。ですが、少子化対策にも繋がりますよという形で、しっかりと女性活躍に取り組み、自然減・社会減対策とか様々な要素と絡めて対策を講じて、成果という形で出てくる場所ですので、その辺をしっかりと整理をしながら、基本的にはしっかりと見える形で盛り込めるように考えていきたいと思います。

○福島裕子会長 はい。男女共同参画・女性活躍は、おそらく少子化対策というところが主眼ではないかもしれませんが、子どもを産んでもキャリアを続けられる、そういった女性が活躍できるというところをもう少し「見える化」して欲しいという御意見だと思いますので、ぜひそこは御検討いただけたらと思います。他の委員いかがでしょうか。

○松岡憲史委員 はい。農業会議の松岡です。

資料5-1の23ページの右側の全体構成のところですけども、少し気になったのが、言葉の使い方として、基本目標の考え方の文言、「「選ばれる岩手」であることを目指して」とあり、「実現を目指します。」で締まっていて、「目指して、目指します。」という表現に違和感を覚えます。

そして、施策体系（案）の4つの箱書きの中、1つ目は「地域社会の形成を目指します。」3つ目も「地域社会の形成を目指します。」、随分目指すなど。2番と4番は「取り組みます。」と、この辺何か書き分けているのか、少しそこが気になりました。

それから、1つ目の柱の中に、「アンコンシャス・バイアス」という言葉が出てきていて、これが近年のキーワードなのだろうと思います。

昨年、農業会議が主催して研修会をやりまして、アンコンシャス・バイアスについての御講演をいただきましたが、初めて聞いたという方からは何を言っているのかわからないみたいな声が結構ありました。だからこそ、こういうことを取り上げて紹介していくのが大事なのだろうなと思います。

ただ、ここで、固定的性別役割分担意識とアンコンシャス・バイアスは、2つ並べるべき言葉なのかどうか疑問に思いました。ベン図で書くと対立や並立する言葉なのか、どちらかに含まれる言葉なのか、あるいは違う場所にある言葉なのかどうか違和感を感じました。以上です。

○木村特命参事兼青少年・男女共同参画課長 御意見ありがとうございます。「目指し」が重なってしまっている部分は、しっかりと文言を丁寧を考えていきたいと思います。

骨子案の段階で、事務局として、この向こう5年間でどういう岩手県の男女共同参画の実現を目指していくかというところを悩み、考えておりましたので、「目指したい」という意識が強くて、ここに現れてしまったということで御容赦ください。しっかりとそこは文言を精査し、精度を上げていきたいと思います。

それから、固定的性別役割分担意識とアンコンシャス・バイアスを並べているのは、少し意図的なところが実際ございます。アンコンシャス・バイアスというのは、先ほど申し上げたとおりで、様々な自分の経験に基づくことが、無意識に自分の思い込みとなります。その中の1つとして、性別による役割分担意識というのができているという部分があります。ですので、固定的性

別役割分担意識の解消だけでもいいのかもしれませんが、ただそれだけではなく、あらゆる場面でのジェンダー平等の実現のことを考えると、アンコンシャス・バイアスは広くあると女性活躍アドバイザーの話であったものですから、原案ではそれぞれ重要な事項として並べております。ただ、構成としては、アンコンシャス・バイアスの中の1つが、性別役割分担意識という捉え方もありますので、そこに関しても、同様に整理していきます。

○三宅凜月委員 御説明ありがとうございます。私からは、このプランの策定に役立てていただきたいなと思ったので、いくつか私の身近でも出ている意見等も含めてその声をお伝えできればと思います。

先程のパートナーシップ制度の話とも関係するのですが、私はこれを聞いてすごく残念だなと思ったのですが、20代前半の人たちが、次の世代でこういう経験をしなくてよくなるように、こういう活動をしていますみたいなことを言っています。私も少しそういうことを思っているんですけど。

そういった若者が自分自身の将来に希望を持てていない状態で、次の世代に託したいぐらいの気持ちで、私含めてですけど、こういった人権啓発の活動などに取り組んでいる方が20代の方に多いです。現状としてお伝えできればと思います。

あと、男女共同参画プランが指針になって、具体的な取組が計画されていくと思いますので、なかなか全てを盛り込むことは難しいかもしれないのですが、「男女共同参画」という言葉がある性質上でしょうけれど、やはり多様な性のあり方の尊重という表現がありつつも、子育てとか介護のところの表記もそうですが、「男女」が限定となっているような印象を受けてしまうので、そうするとそこに含まれない方々がこれを読んだときに、自分はここに含まれているのだろうかと思ってしまう部分もあるかもしれないと思いました。

だからどうした方がいいという答えを私も持ち合わせているわけではないですし、またこの男女共同参画プランという性質上全てを盛り込むことも難しいと承知してはいるのですが、そう感じる方もいらっしゃるかなと思いました。

このプラン策定後の話であったり、今話すべきことではないかもしれないのですが、前回の審議会で「いわてで家族になろうよ未来応援事業」の対象範囲に同性パートナーの人たちが入らないといった御回答を県からいただきました。国の事業に対して岩手県でさらに上乘せして支援をする、新婚世帯の引っ越し費用と住居費用を支援するというものです。

性的マイノリティの方々が置かれている状況、差別や偏見など不利益を被る状況において、具体的に何か支援をするということも大切だと思いますけれども。法律婚ができる人たちとそうでない人たちとで差がある仕組み、享受できない権利が結構色々あるので、この制度、事業は、そういった性的マイノリティの方々が対象になるのかどうなのか、特に金銭が絡むようなものはよりギャップを広げていくことになると考えられるので、そのようなポイントも考えて取り組んでいただけると嬉しいです。以上です。

○木村特命参事兼青少年・男女共同参画課長 御意見ありがとうございます。今回、これまでの経緯を踏まえながら、骨子を考えている中で、各委員から審議会でいただいた御意見も踏まえ、4つ目の柱のところで、「多様な性のあり方の尊重と性的マイノリティに対する支援」の項目をしっかり見える形で出しています。

中身については、これから素案作成の段階で、どういうことが盛り込めるかを検討していきますので、その際も御意見いただければと思いますし、我々も考えて進めていきたいと思っています。その上での制度の話になっていくかと思いますが、確かに男女共同参画のプランということで、それが前面に出てくる施策が多いと思いますけども、今後どうしていくべきか引き続き考えながら進めて行ければと思います。

その際、ジェンダー平等がスタンダードであって、自分らしく生き生きと暮らしていくことができる岩手というのが実現できるように、性的少数者に関するこもしっかりと取り入れられるような形のプランにしていきたいと思っております。

我々としても、余りにもウイングを広げ過ぎてしまうまた別の問題も見えてくるかもしれませんが、可能な限り、これまでの経緯や様々な意見を踏まえて、考えていきたいと思っておりますので引き続きよろしくお願いします。

○八重樫千晶委員 はい。八重樫ですよろしくお願いします。

基本目標の案ですけれども、最後の文言の「ジェンダー平等がスタンダードである岩手の実現」というところを明言しているところが、前回までとは違う目標を掲げている点で、今回、事務局のところで揉んでいただいたのではないかなと非常に私は感じています。

様々な関係団体から出されている意見の中にもありましたが、岩手は確かに広いので、地域格差がないように、自治体間の格差がないようにする県としての方針を、どの施策の体系の中でも打ち出して、具体的な案のところでも出していただければいいなと思っています。

それから、特に3番のところですが、これまでだと女性への暴力ということで、性別が特出しされていたと思いますが、それも、「あらゆる性的・ジェンダーに基づく暴力の根絶」と、文言のところも、かなり、これまでの前回・前々回とかの男女共同参画プランの文言と違ってきているなというところがあるので、その違いを前面に押し出していただければいいなと思っています。

要望ですけれども、3番目の柱の困難を抱えた女性等への支援のところも、ぜひ重点にはなっていないのですが、やはりまだまだ固定的性別役割分担意識が根強い岩手の中において、女性への支援も、特に力強く訴えていただければいいかなと思っています。よろしくお願いします。

○木村特命参事兼青少年・男女共同参画課長 御意見ありがとうございます。まさに我々が悩んで改めた部分を委員に見とめていただき、気をさらに引き締めて頑張っていきたいと思っています。

我々の方でも意識したのは、やはり男女というのが前面に出ていくことです。「女性が」「女性を」というのを出すことによって、逆に女性にもっと頑張るとか、まだまだよとかそういう思いを抱かせないようにということも意識し、また、「そもそも男女、男女というのが時代遅れだ」という意見をいただくこともございますが、とは言いながらも、やはり女性活躍や困難を抱える女性等についての支援等、必要なことはやらなければなりませんし、バランス感覚が難しいと思っています。

繰り返しになりますけれども、いずれ、これまで取り組んできたことをただ継続してやるのではなくて、やはり将来を見据え、そして、目指すところとしては、少子化対策についても先程御意見ありましたけども、若者・女性に選ばれる岩手を目指していくというプランにし、実現につなげていきたいと思っています。

それから県内で地域差というものは確かにあります。県としてやはり重要なのは、市町村に対する支援、連携というところとっております。盛岡市のように男女共同参画の様々な取組ができることもありますし、町や村でそこまで手が回らないともう本音でそういう声をぶつけてくる自治体もあります。そういったところを踏まえ、やはり県が方向性を示し、連携し、そして支援していくということで、全县を挙げて、この男女共同参画進むようにというところは、当然これまでもやってきたところですが、さらに注力していきたいとっておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○福島裕子会長 はい。ありがとうございました。3番目の柱の部分に関して、私も少し発言してもいいですか。要望です。

私も、「あらゆる性的・ジェンダーに基づく暴力の根絶」という文言に変わったというところは非常に評価高いなど、国もその方向で動いていましたので、良かったなと思います。

その一方で、困難を抱えた女性等への支援ですとか、健康支援の部分、先ほど周知の不足というところの回答もありましたが、国でも今第6次男女共同参画基本計画が動いていますけれども、そのワーキンググループで出ている意見として、女性たちの相談窓口になる相談員の方たちのことが課題として出ていまして、人数の確保、それから、相談員の方が非常勤職員のように生活が安定していないという困難を持っているという意見が出ています。

岩手県でなかなか相談窓口が周知できていないという広報の問題も一つあるのかもしれませんが、手が回らないとか、もう少し人数が増えれば、といった部分もあるのではないかなとも思うので、やはり原因分析も必要ですし、国の方でも予算と絡めて検討が必要と言っているので、県としてもなおさらとは思いますが、やはり相談に実際に対応する人たちの強化というところ、人数的な部分や、質ももちろんですけど、そこが必要かなと思います。

あと、困難を抱える女性がメインにはなっていますが、性的・ジェンダーに基づくあらゆる暴力が掲げられるっていうことは、男性からの相談対応も必要になってくるので、男性のことも相談対応ができる支援員も、なかなか岩手では少ないという現状がありますので、そこも強化していくような内容をぜひ盛り込んでいただきたいと思います。

それから、もう1点は、防災・復興の部分が3番目の柱に入りました。東日本大震災津波から15年過ぎますので、柱として独立させなくてもいいとは思いますが、危惧されるのは、結局今までも、防災会議の中の女性の割合だけが数値目標としてうたわれて、人数が増えればいいみたいなところがありましたけれど、これも国のワーキングで課題として出ていますが、人数が増えればいいという問題ではないだろうと。防災を担う市町村の担当者の方たちやそういった会議に入る女性の方たちが、何をミッションとしてやっていけばいいのかというようなところも、支援や教育・啓発ですとかそういうところは、やはり県が音頭を取って市町村に示していく必要があるのかなと思いますので、その辺りを盛り込んでいかないと、単に「人数が何パーセント以上」ということだけを目標に動きそうな気がします。

特に岩手県は広域の県で、しかも震災を経験した県ですので、性暴力が起こったときにいち早くすくい上げて支援するための制度とか、市町村が一体となって動いていく方向も必要かなと思いますので、この3本目の柱に含まれたことで非常に矮小化しなければいいなというところが危惧されますので、検討していただければと思います。

では、他の委員の方たち、今後の策定に向けてこういうことも盛り込んでいただきたいという

意見ですとか、自由にどうぞ御発言いただけたらと思います。

○山本智明委員 ohana 保育園の山本といいます。先ほどの話と関連するかもしれないですけども、進めてきた結果としては、アンケートをとったりして数値で出てくると思うのですが、男性の育児休業の取得率でも実際その中身はどうかと感ずることもあります。

育休だけではなくて他のところで女性が何を求めているとか、男女共同として何が求められているかというところを追っていけるような取組や施策を考えるときに、ただ単に「できた／できない」だけで判断するのではないようなプランを作って、結果的にこうなりましたと公表できるようなものができればいいのかなあと少し思いましたので、よろしくお願いいたします。

○福島裕子会長 とても大事な視点の御意見でした。他にいかがでしょうか。今日まだ御発言されていない方ぜひ。

○井嶋俊幸委員 岩手労働局の井嶋です。労働局ですので、2 番目の柱の「働く女性の活躍の推進」というところですけども、先程海妻委員が言われたように、えるぼし認定の申請企業が最近ほとんどなくなってしまって、もう既に体制ができているところはもうやっているけれども、そこから先がなかなか進まないという現状があるので、えるぼしの認定の基準が厳しいという話もあるので、そこに県の付加的な制度があって、底上げしていくことができていますので非常にありがたい制度だと思っています。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それから国の動きでいきますと、アンコンシャス・バイアスが最近色々言われるようになってきて、男女共同参画でもそうなんすけども、地方創生の文脈でも言われるようになっていて、アンコンシャス・バイアスを解消して、一人ひとりの行動変容を起こすところまでいかないといけないということです。

それが起こると、それぞれの項目に影響していくので、多分、理解をしてもらうからもう 1 歩先に行くということが重要なのかなと思っています。なかなかこれをどうやって進めるかは難しいですけども、こう取り込んでいくことは非常にいいかなと思います。

それから、私 3 月まで青森にしまして、青森も岩手と同じような問題も抱えていて、この骨子を見て、これ別に青森でも使えるなと感じました。ということは、骨子なのでここには入っていないのかもしれませんが、前回のプランをちゃんと読んでいないのですが、岩手の強みを生かしてこのプランを進めていこうということが書いてあるといいなと思ったところです。以上です。

○福島裕子会長 ありがとうございます。固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスについては、令和 7 年の男女共同参画白書でも、東北地方とか、地域の女性の方がそういう認識が高いと出ていて、特に東京圏に出て行った地方出身者が、無意識な男女差別が地方にあるのだという認識が強いという記載がありましたので、井嶋委員がおっしゃったように、岩手の原因は何なのか、岩手でどう解消していくのかというところをしっかりと考えていかないと、岩手大変になっちゃうなとすごく思います。

○中澤美香委員 人権擁護委員をしております、女性の人権ホットラインという相談電話を受

けているのですが、その女性の人権ホットラインが今の情勢に合わない部分があり、見直しの話が出ています。

私も男女共同参画委員会の委員長という役目をやっているのですが、男女って何だろうと考えることが多くなっています。女性だけを守るのではない、男性に対してもDVはあるし、でもそれを相談するところがないことなど、すごく最近考えさせられています。

これから岩手県全体で皆がジェンダー平等で、皆が活躍できるようなそういう社会になっていけばいいなというところで、今度の目標については、人権というのは、「仲良く、楽しく、幸せに暮らす権利」と子どもたちも言っているのですが、そういうところをこれからの岩手に期待したいなと思ひまして、今日の話し合いの中でそういうことが話し合われたことがすごくよかったなと思っています。

○福島裕子会長 ありがとうございます。未来を担う岩手の子どもたちの変化みたいなのところも期待できる計画になるといいのかもしれないですね。ありがとうございます。あと男性の支援というところも盛り込んでいただけたらと思います。他にいかがでしょうか。

○三宅凜月委員 何度もすみません。これも少し細かい話になるので、今プランの骨組みを考えていく上で話すべきことでないかもしれないですけども、これは私が聞いた話で確かにそうだなと思ったことですけど、女性の健康支援の文脈で一昨年ぐらいからプレコンセプションケアと言われるようになってきていて、基礎自治体レベルでも取組が進められていると感じていますが、それに対してモヤモヤするという女性からの御意見をいただいています。

なぜかという。そもそも性教育がしっかりなされていない状況で、子どもを産むためのと言ったら言い過ぎかもしれないのですが、子どもを産めるような体づくりといいますか、そういったことを推進されるのがまずわからないというところを言われていました。日本では性教育に対するバックラッシュ等もあり、なかなか性教育が十分に行われてこなかった状況があるのに、なぜ子どもを産むというところについてのアクションだけ強くされるのかというところがすごくモヤモヤするということでした。

ですので、この「生涯にわたる女性の健康支援」であるとか子育てというところに含まれてくる内容かもしれませんが、前提である社会的背景として、包括的性教育が取り上げられてきた世代に、このプレコンセプションケアの話がより強く言われているように感じられるので、そこギャップを埋めていくための性教育の取組をしっかりとやらないで、妊娠・出産ができる身体づくりをしましょうみたいな働きかけをしていくことは危うさがあると思うので、そこはしっかり並列でやっていていただきたいと思います。私が聞いた御意見で確かにと思ったものでしたのでお伝えさせていただきました。以上です。

○福島裕子会長 ありがとうございます。性教育とプレコンセプションケアのことになるとちょっとムズムズして話したくなってしまうんですけど、プレコンセプションケア自体は、実は今三宅委員がおっしゃったような誤解からクローズアップされているところがあります。決して妊娠・出産を促進するための身体づくりということだけに主眼が置かれているものではないのですが、この生涯にわたる女性の健康支援という視点のところに何を盛り込むかでは、そういった誤解を生じかねないというところはあると思います。

これはキャリア形成をしていく女性の健康の支援の部分も入っています。企業の中で、女性が女性ならではの健康問題をもったときに、どう解決をしながら企業で活躍できるか、それがまた企業のプラスにもなっていくという視点でここを論じていかないと、今の三宅委員のお話にあった御意見のように、県民が捉えてしまう可能性があるので、ぜひ、次のプランでも慎重に考えていただきたい部分だと思います。貴重な御意見ありがとうございました。

進め方がうまくいなくて、全員から発言をいただくことができませんでしたが、もしかしまたら今日議論の中で、発言したかったけどできなかったとか、議論を聞いてみて、後でまた湧いてくる意見もあると思いますので、事務局の方ですくい上げる方法を考えているとのことでしたので、御報告いただければと思います。

それでは、各委員からいただいた御意見について、次期男女共同参画プランの策定に反映していただくこととしまして、次に進めることとします。本日予定されている議事は以上ですが、その他として事務局は何かありますか。

○木村特命参事兼青少年・男女共同参画課長 今、福島委員長からお話がありましたけれども、本日、限られた時間の中で、貴重な御意見をたくさんいただきました。本当にありがとうございます。

今後、プランの素案作成の際に参考にさせていただきたいと思いますが、本日時間が限られておりましたので、御意見いただければ幸いです。それにつきましては、メール等を活用してお願いできればと思いますので、今日、「この場では発言できなかった」又は「後でこれ大事だと思いついた」ということがございましたら、ぜひメール等で事務局の方にお寄せいただければと思います。

その際は、恐れ入りますが、御意見と回答は、委員皆様で共有しながら、これから進めていきたいと思います。お一人の御意見で「ここをこう進めました」という事後報告にならないように、事務局としても配慮し皆様で共有しながら、御意見について確認をしつつ進めてまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○福島裕子会長 ありがとうございました。最後に委員の皆様方から何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは本日の議事は全て終了いたしました。議事の円滑な進行に御協力をいただき大変ありがとうございました。それでは事務局にお戻りいたします。

○阿部若者女性協働推進室長 御審議いただき大変ありがとうございました。最後に閉会にあたりまして、部長から一言御礼を申し上げます。

○中里環境生活部長 皆様から貴重な御意見をいただきまして本当にありがとうございました。課題分析の必要性ですとか、新しいプランへの新たな視点など、様々御意見いただきました。

先程木村課長も申したとおり、今回の基本目標そして施策体系の案を作るにあたりまして、担当の方でかなり時間をかけて悩みながら作りまして、そして我々も含めての協議も非常に悩みながらこのような案を作りましてお示しをさせていただいたところです。

「ジェンダー平等がスタンダードである岩手」の実現を目指すということを出すというのはどうだろうと言いながら今日はお示しをさせていただいたところですが、今後を考えたときに

は、やはり、このようなこれまでにない表現ですとか、今後に向けた目標が必要だろうというようなことでお示しをさせていただきました。

今後につきましても、今日の御意見を踏まえまして、次の審議会に向けて、悩みながら、まとめてまいりたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。本日は本当にありがとうございました。

○阿部若者女性協働推進室長 それでは、以上をもちまして、第1回岩手県男女共同参画審議会を閉会いたします。

次回の審議会、9月11日10時から、本日と同じこの場所で開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。お疲れ様でした。ありがとうございました。